

第 65 回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年3月28日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

議決権行使期限

2024年3月27日(水曜日)午後5時50分

場所

滋賀県長浜市港町4-17
北ビワコホテルグラツィエ
2階「アリーナ」

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	35

湖北工業株式会社

証券コード：6524

証券コード 6524
2024年3月12日

株 主 各 位

滋賀県長浜市高月町高月1623番地
湖 北 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 石 井 太

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。本定時株主総会の株主総会参考書類等(議決権行使書用紙を除く)の内容である情報(電子提供措置事項)は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kohokukogyo.co.jp/ir/library/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所(東証)のウェブサイトでも電子提供措置を取っております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)へアクセスの上、「銘柄名(会社名)」に「湖北工業」又は証券「コード」に「6524」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認ください。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、いずれかの方法により、2024年3月27日(水曜日)午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 滋賀県長浜市港町4-17 北ビワコホテルグラツィエ2階「アリーナ」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第65期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

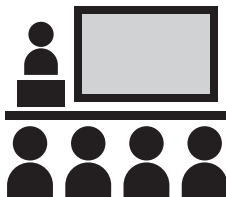
- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主に交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の以下の事項
連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ② 計算書類の以下の事項
株主資本等変動計算書、個別注記表
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

議決権行使についてのご案内

■ 当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2024年3月28日（木曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)

■ インターネットによる議決権行使



後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後5時50分まで

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

■ 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後5時50分まで

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使させていただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

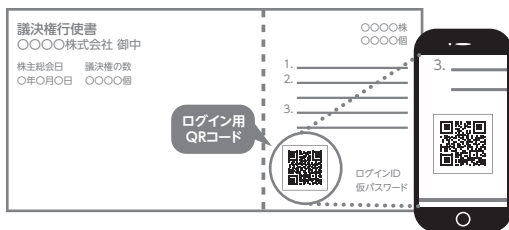
2024年3月27日（水曜日）午後5時50分締切

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。）

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

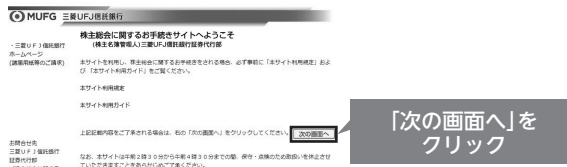
ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

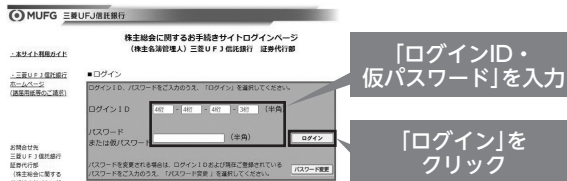
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**（通話料無料）
（受付時間 午前9時から午後9時まで）

機関投資家の皆様へ
機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、アフターコロナの流れの中、小売・サービス業等で改善の動きがありましたが、長期化するロシア・ウクライナ情勢や米中摩擦、中国経済の停滞、エネルギー価格の高止まりや物価上昇、欧米の金利上昇等に伴う景気後退懸念が見られました。アジア地域においては、インド等が景気回復局面となりましたが、中国経済が減速する等地域によるばらつきが見られました。

日本においては、雇用環境の改善や設備投資の回復、また株式市場も上昇傾向を辿る等、徐々に明るさが見え始めました。

エレクトロニクス市場においては、個人消費の予先が、コロナ下における巣ごもり需要の拡大から旅行等のコト消費へ移行した一方で、テレワークで一時的に需要が拡大した情報通信機器市場で、反動による市場の調整が長引き、年間を通じて厳しい状況が続きました。民生機器市場では、中国の不動産不況等景気減速の影響を受けて消費が低迷しました。自動車市場においては、世界生産が回復する中で、欧州等で発生した部品の過剰在庫の調整が長引き、その影響を受けました。また、産業機器市場も設備投資の低迷等により、厳しい状況が続きました。

海底ケーブル機器向け光デバイス市場におきましては、新たに大手テック企業が大西洋横断等の海底ケーブル敷設プロジェクトを発表される等、情報通信容量の拡大に向けた動きが続きましたが、一部の海底ケーブル敷設プロジェクトにおいては投資スケジュール変更に伴う海底ケーブル機器用部品の在庫調整が発生しました。

こうした中、当社では、中長期的な市場の成長に備え、中国蘇州工場の移転とグローバル生産比率の最適化を進める等、サプライチェーンの強靱化を図りました。また、アルミ電解コンデンサの高機能化に対応した新製品の販売促進や、情報通信容量の拡大ニーズに対応した海底ケーブル用光デバイスの技術開発を進めました。さらに、サイバーセキュリティ対策や災害対策等リスクマネジメント体制の強化にも取り組みました。

当連結会計年度の経営成績は、リード端子事業、光部品・デバイス事業ともに厳しい状況となり、売上高は13,472百万円(前期比14.0%減)となりました。営業利益は2,812百万円(前期比27.6%減)、経常利益は3,152百万円(前期比29.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,904百万円(前期比37.9%減)となりました。当連結会計年度における期中平均レートは、1米ドル当たり140.66円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① リード端子事業

当連結会計年度におけるリード端子事業の売上高は7,400百万円(前期比11.7%減)、セグメント利益(営業利益)は44百万円(前期比80.7%減)となりました。

自動車市場では、自動車生産台数が回復基調となり、また中国を中心にEV化が進展しましたが、サプライチェーンの正常化の流れの中で、アルミ電解コンデンサにおける過剰在庫が顕在化し、市場の調整が続きました。また、ステイホーム需要で先食いした情報通信機器市場の落ち込みが続き、加えて中国経済の減速等の影響を受け、民生機器市場も大幅に低迷しました。

こうした中で、収益構造の改善や中長期的な市場の成長を視野に入れ、不採算製品についての価格見直し交渉を進めたほか、自動車市場向け等に有効な対振動特性や絶縁特性を大幅に改善した「バリレス品」、漏れ電流低減に寄与する高機能製品や、需要拡大が見込まれるEDLC(電気二重層キャパシタ)向け新製品等、アルミ電解コンデンサの技術進化に対応した高付加価値製品の拡販に努め、売上と収益力の強化に取り組みました。

また、製品の品質と信頼性の向上や生産効率の改善に向け、高効率・高精度を実現する新しい溶接技術の開発に取り組みました。サプライチェーンの強靱化に向けて、中国蘇州工場の移転、中国東莞工場とマレーシア工場への生産シフト等によるグローバル生産体制の再構築を推進しました。

② 光部品・デバイス事業

当連結会計年度における光部品・デバイス事業の売上高は6,071百万円(前期比16.7%減)、セグメント利益(営業利益)は2,767百万円(前期比24.2%減)となりました。

海底ケーブル向け光デバイス製品では、世界的な通信インフラの強化に伴う需要拡大を背景に、基幹製品の光アイソレータの売上が堅調に推移しました。一方で、一部の海底ケーブル敷設プロジェクトの計画変更による在庫調整等の影響により、カスタム製品の光フィルタの売上は大きく落ち込みました。また、陸上光通信用光ファイバアレイ製品では、データセンタ市場の調整等により売上が大きく落ち込みました。

開発面では、さらなる情報通信量の拡大に向けた技術革新に合わせて、超多芯化に対応した小型製品や複合製品の開発を進めました。また、将来技術であるマルチコアファイバに対応した、「シリコンフォトニクスを用いた4芯MCFコア間スイッチングモジュール(産業技術総合研究所との共同開発)」や、「海底ケーブル等長距離通信向けの4コアファイバ用光アイソレータ」等次世代通信技術の進化に向けて、研究開発活動を強化しました。さらに、安定供給体制を強化するため、後工程拠点における生産の自動化、前工程拠点における止水対策等自然災害対策を強化しました。

第3の事業として開発を進めている高純度石英ガラス事業については、紫外線用非球面レンズの量産及び販売を開始しました。また、さらなる微細化が進む次世代半導体製造装置向けにサンプル出荷を開始するなど、将来の売上拡大に向けての拡販活動を進めました。

主な事業別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業内容	第64期 (2022年12月期)		第65期 (2023年12月期)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
リード端子事業	8,384	53.5%	7,400	54.9%	△983	△11.7%
光部品・デバイス事業	7,289	46.5%	6,071	45.1%	△1,217	△16.7%
合計	15,673	100.0%	13,472	100.0%	△2,200	△14.0%

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 第65期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第64期についても百万円単位で表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は中国蘇州工場の移転や生産用設備等に1,692百万円の設備投資を行いました。

なお、これらの所要資金は、自己資金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、米中貿易摩擦の継続、中国経済の停滞など不透明な状況が続いております。一方で、生成AIの普及などにみられる情報化社会の高度化や自動車革命の進展、再生可能エネルギーの活用などに代表される持続可能で安全・安心な社会の実現に向けた多方面における技術革新ニーズが高まっております。こうした環境の中、企業価値の向上を実現していくため、顧客ニーズを先取りした新製品の開発や品質・信頼性のさらなる向上、安定供給体制の確立、生産体制の効率化などへの取り組みを強化していく必要があると考えております。

かかる状況を踏まえ、当社におきましては、社会の様々なニーズに応えながら事業の安定的な成長を継続する為、長期的な視点で経営方針、経営計画を策定しております。

＜中期経営基本方針＞

- 市場開拓による事業規模の拡大
- 構造改革による収益力の強化
- 新たな GNT（グローバルニッチトップ）事業の創出
- 未来を担う人材の育成
- グローバル経営管理体制の強化

リード端子事業におきましては、収益構造を改善し、安定的に営業利益率10%以上を維持できる体質に改善してまいります。そのために、中期経営基本方針である「構造改革による収益力の強化」を中心に全力で取り組んでまいります。

昨年から、不採算製品の価格是正や高付加価値製品の開発と採用拡大に努めておりますが、今後の取り組みとして、より一層の生産効率の向上に重点を置き、海外生産拠点での設備総合効率（可動率・品質・性能）の改善を徹底して進めます。また、本社工場におきましては、新製品及び高機能製品の生産体制構築に注力するとともに、海外生産拠点のマザー工場としてのグローバルな生産効率改善の仕組みづくりを進めてまいります。これらの取り組みにより製造原価の低減を進め、同時に高機能製品の拡販に努めることにより、利益率の向上に努めてまいります。

中期経営計画の最終年度である2026年には、営業利益率13.1%を目標にしております。

光部品・デバイス事業におきましては、技術開発力を強化し、情報通信技術の進化をリードしてまいります。当社が主力市場とする海底ケーブル市場は、生成AIやIoTの進化などの情報通信量の増大を背景として、急速に技術革新が進んでおります。海底ケーブルの大容量化に対応した光通信デバイスの小型化や複合化に加え、次世代技術であるマルチコアファイバ技術に対応し、現在の光通信デバイスを軸にシリコンフォトニクスなどの周辺技術を取り込み、より高機能化が進む次世代製品の開発を進めてまいります。また、サプライチェーンのマルチ化による収益力の強化にも取り組んでまいります。

現在の主力2事業に加えて、長年開発に取り組んでまいりました当社独自のSSG®（スラリーキャスト法を用いた高純度石英製品）の事業化を進めてまいります。既に2023年から一部のユーザーで量産製品に採用されておりますが、様々な分野での採用に向けた評価が進んでおります。成長著しい半導体産業の関連分野への市場開拓に注力して進めてまいります。

さらに、こうした中長期の成長を支える経営体制作りとして、人事評価システムの刷新や従業員のキャリアアッププランの構築など、グローバルな長期人材育成への仕組み作りを進めてまいります。また、情報システムの更新を軸にした経営管理体制の強化にも取り組んでまいります。その他、コンプライアンスやBCPを軸にしたリスクマネジメント体制の強化、自然保護活動や生物多様性への取り組みなどの非財務に関する活動を強化し、持続可能な社会への貢献と、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期 (2020年12月期)	第63期 (2021年12月期)	第64期 (2022年12月期)	第65期 (2023年12月期)
売上高	11,176百万円	14,620百万円	15,673百万円	13,472百万円
経常利益	2,357百万円	4,363百万円	4,443百万円	3,152百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,562百万円	2,960百万円	3,066百万円	1,904百万円
1株当たり当期純利益	216.10円	406.72円	346.14円	211.64円
総資産	13,273百万円	22,540百万円	24,285百万円	24,973百万円
純資産	5,766百万円	15,149百万円	18,296百万円	20,059百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益は小数点2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 第65期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第62期から第64期についても百万円単位で表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	6,100 千シンガポール ドル	100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子 及び光部品・デバイスの販売
KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	17,500 千マレーシア リンギット	(注) 100.0%	アルミ電解コンデンサ用 リード端子の製造販売
東莞湖北電子有限公司	2,500 千米ドル	(注) 100.0%	アルミ電解コンデンサ用 リード端子の製造販売
蘇州湖北光電子有限公司	12,000 千米ドル	100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子 及び光部品・デバイスの製造販売
KOHOKU LANKA (PVT) LTD.	680,000 千スリランカ ルピー	100.0%	光部品・デバイスの製造

(注) 当社子会社が保有する持株数の出資比率を含む数値にて表示しております。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
リード端子事業	アルミ電解コンデンサ用リード端子
光部品・デバイス事業	光アイソレータ、光ファイバアセンブリ等

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社 工 場	滋賀県長浜市高月町高月1623番地
KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	シンガポール
KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
東 莞 湖 北 電 子 有 限 公 司	中国 広東省東莞市
蘇 州 湖 北 光 電 子 有 限 公 司	中国 江蘇省蘇州市
KOHOKU LANKA (PVT) LTD.	スリランカ カトゥナーヤカ市

(注) 2023年7月24日をもって当社の東京支店を閉鎖しました。

(9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,473 名	233 名減

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用等43名を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	225 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	156 百万円
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	150 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	112 百万円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	100 百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	73 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	71 百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	22 百万円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	10 百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社大垣共立銀行を幹事とする5社(株式会社滋賀銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社関西みらい銀行)の協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
(2) 発行済株式の総数 8,996,503株 (自己株式3,497株を除く。)
(3) 株主数 5,070名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 井 太	4,057,500株	45.10%
ア イ エ フ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	1,662,500株	18.48%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 8 4	246,000株	2.73%
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 5 2	196,600株	2.19%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	189,500株	2.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	176,500株	1.96%
HSBC BANK PLC A/C CLIENTS, AIFMD 1	118,700株	1.32%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	92,800株	1.03%
湖 北 工 業 従 業 員 持 株 会	79,746株	0.89%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	59,700株	0.66%

(注) 大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年2月8日開催の取締役会において、2024年4月1日付で普通株式1株を3株に分割すること、及び発行可能株式総数を108,000,000株にすることを決議いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年12月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
石 井 太	代表取締役社長	アイエフマネジメント株式会社代表取締役社長 KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD. Managing Director
北 川 一 清	専務取締役 執行役員	リード端子事業管掌 リード端子営業部部长 蘇州湖北光電子有限公司董事長 東莞湖北電子有限公司董事 KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Director
加 藤 隆 司	常務取締役 執行役員	光部品・デバイス事業管掌 研究開発部部长 蘇州湖北光電子有限公司董事 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Director
国 友 啓 行	取締役 執行役員	総務部、広報・IR室管掌 総務部部长 蘇州湖北光電子有限公司董事 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Director
山 崎 学	取締役 執行役員	リード端子事業副管掌 KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Managing Director
上 原 邦 生	取締役 執行役員	経理部、経営企画室管掌 経理部部长
栗 山 裕 功	取締役 (非常勤)	
西 村 猛	取締役 (非常勤)	西村公認会計士事務所代表 株式会社レオクラン社外監査役 株式会社オーケーエム社外取締役(監査等委員) 監査法人京立志包括代表社員
澤 木 聖 子	取締役 (非常勤)	滋賀大学経済学部教授 兼滋賀大学大学院経済学研究科教授
松 宮 克 弥	監査役 (常 勤)	
中 村 正 哉	監査役 (非常勤)	さざなみ法律事務所所長
矢 野 久 司	監査役 (非常勤)	

- (注) 1. 取締役栗山裕功、西村猛及び澤木聖子の諸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役松宮克弥及び中村正哉の諸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2023年3月30日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、取締役執行役員鈴木基司及び取締役執行役員総務部長高原誠並びに監査役木原征夫の諸氏は、任期満了により退任いたしました。
4. 取締役西村猛氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役松宮克弥氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役中村正哉氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役栗山裕功、西村猛、及び澤木聖子並びに監査役松宮克弥、及び中村正哉の諸氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役栗山裕功、西村猛及び澤木聖子並びに社外監査役松宮克弥、中村正哉及び社内監査役矢野久司の諸氏との間において、会社法第427条第1項並びに定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員、子会社の役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、及び当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、取締役の報酬については指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会にて、監査役の報酬については監査役の協議にて決定することとしております。当事業年度の役員の報酬等の具体的な額につきましては、2023年3月30日開催の取締役会において、代表取締役社長へ一任する決議をしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、2017年3月30日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)(決議時の員数は3名)、2015年7月1日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内(決議時の員数は1名)と決議されております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞 与	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	103 (10)	76 (10)	27 (-)	- (-)	11 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	10 (8)	10 (8)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計	114	86	27	-	15

- (注) 1. 上記には、2023年3月30日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に役員賞与として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。

取締役 3名 27百万円

4. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を得た範囲内で、各取締役の月額固定報酬及び賞与の総額を決定するとともに、報酬決定に係る機動的な対応を可能とするため、各取締役の月額固定報酬及び賞与の個別の報酬額を確定させることを代表取締役社長である石井太に一任し、同氏が当該個別の報酬額を決定いたしました。取締役会は、上記委任に際して、同氏により当該決定権限が適切に行使されるようにするための措置として、同氏は取締役の報酬に関する内規に従って当該権限を行使するものとし、かつ、指名・報酬委員会から取締役会に対する審議答申結果を最大限尊重しなければならないこととしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役西村猛氏は、西村公認会計士事務所代表、株式会社レオクラン社外監査役、株式会社オーケーエム社外取締役（監査等委員）、及び監査法人京立志包括代表社員に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役澤木聖子氏は、滋賀大学経済学部教授兼滋賀大学大学院経済学研究科教授に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役中村正哉氏は、さざなみ法律事務所所長に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	地位	主な活動状況
栗山 裕 功	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。企業経営者としての経験と知見から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
西 村 猛	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
澤 木 聖 子	社外取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。大学教員としての経営学の研究教育に長く従事している経験と知見から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
松 宮 克 弥	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に金融機関での豊富な会社経営の経験と見地から、必要に応じ発言を行っております。
中 村 正 哉	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築、維持について必要に応じ発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 45百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 45百万円

(注) 1. 当社の監査役会は、「監査役会規程」に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業内容や事業規模に適切であるかについて検証を行い、会計監査人の報酬が妥当であると判断し、同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。また、当社の監査役会は、会計監査人の独立性、監査遂行状況、勤続年数、監査報酬の水準その他諸般の事情を総合的に考慮し、当該会計監査人が監査を続けることが不適切であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

A. 業務の適正を確保するための体制

I. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「行動規範」において、取締役・使用人が適正な業務執行を行うための規範を示す。
- ② 組織関係規程及び各種業務規程等の社内規程を定め、諸規程に基づく業務運営を行う。
- ③ 業務執行に際しては教育・啓蒙を行い、その執行を適切に監督する。問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。
- ④ 業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を設け、適正に運用する。
- ⑤ 業務執行の適正性を、内部監査、監査役監査及び会計監査を通じて確認し、被監査部門にフィードバックを行うとともに、取締役会、監査役会又は代表取締役社長に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- ⑥ 取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に係る公正性・透明性・客観性を高める。
- ⑦ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、資金提供は絶対に行わない。

II. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内諸規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント規程」を制定し、リスク管理体制を構築、運用する。
- ② 事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適正な情報伝達と緊急時に対応が可能な体制を整備する。
- ③ 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

Ⅳ. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び諸規程に基づき、重要事項について審議・決定を行う。
- ② 「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの業務執行における責任者及びその責任、手続の詳細について定める。
- ③ 中期経営計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

Ⅴ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
- ② 内部監査室は、当社及び子会社の業務の適正性のモニタリングを行う。

Ⅵ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。
- ② 当該使用人は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。
- ③ 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は予め監査役会の同意を要するものとする。

Ⅶ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、担当する業務の執行状況を報告することとする。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法的事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合には、その内容を速やかに報告するものとする。
- ③ 監査役は、いつでも当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ④ 監査役に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- ⑤ 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

Ⅷ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査の内容についての情報交換が十分に行える体制を整えることとする。
- ② 監査役と代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。

B. 運用状況

I. コンプライアンスに対する取り組みの状況

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的で開催しコンプライアンス教育等の施策を企画し推進するほか、内部監査室等によりコンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス経営を進めています。

II. 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にてリスク管理について検討するほか、経営会議等にて当社グループの状況を適時適切に把握し協議しております。また、文書管理規程に則り適切な文書の扱いに努めております。

Ⅲ. 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取り組みの状況

当社は、経営会議等を定期的に、また必要に応じて適時に開催し、機動的な業務執行を行っております。

取締役会は、原則月1回以上は開催し、非常勤役員も出席し活発な意見交換がなされております。

Ⅳ. 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組みの状況

関係会社管理規程や職務権限規程に則り運営するほか、当社役員による定期的な訪問や内部監査室による往査により一体感のある経営に努めております。

V. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況

監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、原則毎月1回は開催され、監査に関する意見交換、協議・決議を行っております。

また、監査役は随時に代表取締役社長と意見交換し、内部監査室とも連携の上、コンプライアンス状況等の把握に努めています。

VI. 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係に対する基本方針として「行動規範」第10条において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しない。」と定めております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記「行動規範」を当社の役職員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでおります。

具体的な整備の状況は、以下のとおりであります。

(a) 対応総括部署及び不当要求責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務部総務課と定め、総務部長を不当要求防止責任者としております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、「クレーム処理マニュアル」第5条に基づき、総務課長が対応する体制を整備しております。

(b) 取引先等の調査

当社は、新規取引開始において、「反社会的勢力対応規程」第7条に基づき、日経テレコン等を利用して反社会的勢力との関連がないか調査を行っております。

調査の結果、反社会的勢力との関連がある場合、又は反社会的勢力との関連がないと結論付けるだけの確証が得られない場合には、取引等を行わないこととしております。

また、取引先との契約締結時は、契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしております。

(c) 株主、役員等の調査

当社の一定の範囲の株主についても、取引先等と同様に日経テレコン等を利用し、反社会的勢力との関連がないか調査を行っております。また、役員についても、調査資料の提出を求め調査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) サステナビリティに関する考え方

I. サステナビリティ基本方針

当社グループは「豊かな個性を尊重する全員参加型の経営を実践し、新しい価値の創造を通じて、オンリーワン企業を目指す」という経営理念のもと、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するとともに、中長期的な視点で企業価値の向上を目指してまいります。また、サステナビリティ推進に関しては、「環境」「社会」「ガバナンス」を軸として、当社グループが特定したマテリアリティに重点的に取り組み、責任あるサステナビリティ経営を実践してまいります。

II. パーパス

「新しい価値の創造を通じて、安心・安全・快適な社会の実現に貢献する。」

III. マテリアリティ

マテリアリティ<環境>	
気候変動への対応	当社では、本社・工場などの拠点において、太陽光発電など再生可能エネルギーを導入し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでおります。今後は部門別に温室効果ガスの削減目標を設定し取り組んでまいります。
環境配慮型製品の開発	当社はこれまで培ってきた技術を基に環境配慮型製品を開発し、お客さまも含めた環境に対する目標の達成を実現してまいります。

マテリアリティ<社会>【雇用の視点】	
価値創造に挑戦する自立型人材の育成	独自のモノとサービスで最先端市場の課題を解決するため、人的資本の充実を図ります。社会のニーズを先取りし、自発的に考え行動する人材の育成を目指します。
安心・安全な職場づくり	すべての従業員の人権と多様性を尊重し、社員一人ひとりが能力を発揮し、成長の喜びを感じられる職場環境を構築します。

マテリアリティ<社会>【地域社会の視点】

地域コミュニティへの貢献	地域における「資源の循環」、「人々の交流」、「生物多様性」に着目し、本社事業所を軸にして「人」、「自然」、「経済」の循環を実践し、地域の人々を笑顔にすることを目指します。
地域の生物多様性保全	

マテリアリティ<ガバナンス>【社会還元・利益創出の視点】

経営の透明性・健全性の向上	経営環境の変化に迅速に対応する経営体制を構築するため、多様なスキルと経験を持つ社外取締役を活用してコーポレートガバナンスの強化を図り、持続的な企業価値の向上を目指します。
サステナビリティ経営の推進	社会から求められるサステナビリティ活動への期待を踏まえた、当社に最適なサステナビリティ経営体制を構築します。
リスクマネジメントの強化	当社を取り巻く外部環境は常に大きく変化しているため、当社が抱えるリスクの抽出と、それに対するアクションプランの策定を行い、持続的な企業価値の向上を目指します。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,735	流動負債	2,522
現金及び預金	10,864	買掛金	476
受取手形及び売掛金	2,450	短期借入金	196
電子記録債権	937	1年内返済予定の長期借入金	517
製品	979	リース債権	127
仕掛品	351	未払金	422
原材料及び貯蔵品	888	未払法人税等	402
その他	263	賞与引当金	70
固定資産	8,237	役員賞与引当金	27
有形固定資産	7,117	その他	282
建物及び構築物(純額)	1,406	固定負債	2,391
機械装置及び運搬具(純額)	2,756	長期借入金	208
工具、器具及び備品(純額)	476	リース債権	1,902
土地	143	繰延税金負債	80
リース資産(純額)	1,895	退職給付に係る負債	123
建設仮勘定	439	資産除去債務	67
無形固定資産	330	その他	8
投資その他の資産	789	負債合計	4,913
投資有価証券	385	(純資産の部)	
繰延税金資産	210	株主資本	18,629
その他	193	資本金	350
		資本剰余金	5,648
		利益剰余金	12,633
		自己株式	△1
		その他の包括利益累計額	1,429
		その他有価証券評価差額金	7
		為替換算調整勘定	1,422
		純資産合計	20,059
資産合計	24,973	負債・純資産合計	24,973

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		13,472
売上原価		7,993
売上総利益		5,479
販売費及び一般管理費		2,666
営業利益		2,812
営業外収益		
受取利息及び配当金	102	
為替差益	362	
物品売却益	2	
その他	50	517
営業外費用		
支払利息	92	
訴訟関連費用	50	
工場移転費用	26	
その他	8	177
経常利益		3,152
特別損失		
固定資産除売却損	39	
減損損失	243	283
税金等調整前当期純利益		2,869
法人税、住民税及び事業税	1,003	
法人税等調整額	△38	965
当期純利益		1,904
親会社株主に帰属する当期純利益		1,904

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,321	流動負債	1,933
現金及び預金	8,145	買掛金	606
受取手形	1	1年内返済予定の長期借入金	517
電子記録債権	937	リース債権	0
売掛金	1,780	未払金	239
製品	302	未払費用	56
仕掛品	88	未払法人税等	361
原材料及び貯蔵品	282	預り金	54
前払費用	15	賞与引当金	70
関係会社短期貸付金	1,367	役員賞与引当金	27
未収金	333	固定負債	379
その他	66	長期借入金	208
固定資産	6,586	退職給付引当金	95
有形固定資産	1,668	資産除去債	67
建物(純額)	627	長期預り金	8
構築物(純額)	3	負債合計	2,313
機械及び装置(純額)	202	(純資産の部)	
車両運搬具(純額)	1	株主資本	17,587
工具、器具及び備品(純額)	395	資本金	350
土地	143	資本剰余金	5,648
リース資産(純額)	0	その他資本剰余金	5,648
建設仮勘定	295	利益剰余金	11,590
無形固定資産	240	利益準備金	87
借地権	5	その他利益剰余金	11,503
ソフトウェア	4	繰越利益剰余金	11,503
ソフトウェア仮勘定	228	自己株式	△1
その他	1	評価・換算差額等	7
投資その他の資産	4,677	その他有価証券評価差額金	7
投資有価証券	385		
出資	0		
関係会社株	3,644		
長期前払費用	5		
関係会社長期貸付金	425		
繰延税金資産	109		
その他	106		
資産合計	19,907	純資産合計	17,594
		負債・純資産合計	19,907

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		9,205
売上原価		4,674
売上総利益		4,531
販売費及び一般管理費		1,988
営業利益		2,543
営業外収益		
受取利息	159	
受取配当金	153	
為替差益	349	
その他	22	684
営業外費用		
支払利息	5	
訴訟関連費用	50	
その他	0	55
経常利益		3,172
特別利益		
固定資産売却益	7	7
特別損失		
固定資産除売却損失	0	
減損損失	14	14
税引前当期純利益		3,165
法人税、住民税及び事業税	934	
法人税等調整額	14	948
当期純利益		2,217

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

湖北工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 信 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 戸 脇 美 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、湖北工業株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、湖北工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

湖北工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 信 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 戸 脇 美 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、湖北工業株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議にオンライン形式を交えながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

湖北工業株式会社 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 松宮克弥 ㊟

監査役
(社外監査役) 中村正哉 ㊟

監査役 矢野久司 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤の強化と中長期的な安定配当の継続とのバランスを勘案し、下記のとおりにいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金60円00銭 総額539,790,180円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて8名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	石井太 (1958年8月21日生) 再任	1981年4月 日本鉱業(株)(現 JX金属(株))入社 1995年4月 当社入社 1996年9月 当社製造部長 1998年3月 当社常務取締役 1999年3月 当社代表取締役副社長 1999年3月 アイ・エス・エンジニアリング(株) (現 アイエフマネジメント(株)) 代表取締役社長(現任) 2000年3月 当社代表取締役社長(現任) 2000年10月 KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD. Director 2001年4月 KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD. Managing Director(現任) KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Managing Director 2002年6月 蘇州湖北光電子有限公司董事長 2005年2月 湖北電子工業協同組合代表理事 2012年10月 東莞湖北電子有限公司董事長 2015年2月 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Director	5,720,000株 (資産管理会社 保有分を含む)
	選任理由	石井太氏は、長年にわたる代表取締役の豊富な経験と、リード端子業界及び光部品・デバイス業界において幅広く深い見識を備えております。これらの経験・知見に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。引き続き当社グループ経営の推進と経営の監督を遂行することができるかと判断し、取締役候補者として選任しております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	北川一清 <small>きた がわ かず きよ</small> (1958年2月10日生) 再任	1981年4月 湖北町役場(現 長浜市役所)入庁 1985年8月 当社入社 2004年3月 当社取締役支援本部長 2009年3月 当社取締役業務部長 兼経営戦略室担当 兼グローバル品質保証センター担当 兼業務部IT課課長 2012年10月 東莞湖北電子有限公司董事(現任) 2014年9月 当社取締役管理部兼業務部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員 2016年3月 当社取締役常務執行役員 コンデンサ部品事業部長 2016年9月 KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Director(現任) 2017年2月 当社取締役常務執行役員管理本部長 兼品質保証部長 2017年9月 蘇州湖北光電子有限公司董事総経理 2019年8月 当社常務取締役執行役員 2022年2月 蘇州湖北光電子有限公司董事長(現任) 2022年3月 当社専務取締役執行役員(現任) 2022年4月 当社リード端子営業部部长(現任)	19,100株
	選任理由	北川一清氏は、リード端子事業の業務執行経験が豊富であり、当社の海外子会社社長経験と幅広い知識に基づき、企業価値向上のためのリード端子事業の強化、リード端子事業の拡大を推進しております。引き続きその豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、取締役候補者として選任しております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	かとう たかし 加藤 隆 司 (1965年12月23日生) 再任	1993年 4月 富士電気化学(株)(現 FDK(株))入社 2014年 4月 同社電子事業本部コンポーネント 事業推進部YDグループ部長 2015年 2月 当社入社 当社光事業部担当部長 2015年 6月 当社光事業部技術開発部長 2016年 1月 当社執行役員光部品・デバイス事業部 開発技術担当 2017年 2月 当社執行役員研究開発本部長兼研究開発部長 2018年 1月 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Director(現任) 2018年 3月 当社取締役執行役員研究開発本部長 兼製品開発部長 2018年 7月 当社取締役執行役員研究開発部部長 2018年 8月 蘇州湖北光電子有限公司董事(現任) 2021年 3月 当社常務取締役執行役員研究開発部部長(現任)	17,200株
	選任理由	加藤隆司氏は、FDK(株)在籍時から光部品・デバイス事業に従事しており、光 部品・デバイス業界に精通しております。研究開発部門における豊富な業務経 験と当該分野に関する深い見識を有し、強いリーダーシップを発揮しておりま す。引き続きその豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、取 締役候補者として選任しております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
4	<p style="text-align: center;">くに とも ひろ ゆき 国 友 啓 行 (1958年4月9日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1982年4月 (株)大垣共立銀行入行 2000年5月 同行長森支店支店長 2003年3月 同行関ヶ原支店支店長 2006年5月 同行経営管理部部長代理 2011年5月 同行事務集中部部長 2013年1月 同行事務管理部部長 2015年5月 同行経営管理部部長 兼コンプライアンス統轄センター所長 2016年1月 当社監査役 2017年9月 当社執行役員管理本部長 2018年1月 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Director(現任) 2018年3月 当社取締役執行役員管理本部長 2018年7月 当社取締役執行役員 2018年8月 蘇州湖北光電子有限公司董事(現任) 2018年9月 当社取締役執行役員総務部部長 2021年1月 当社取締役執行役員管理部部長 2022年3月 当社取締役執行役員(現任) 2023年10月 当社総務部部長(現任)</p>	17,200株
	選任理由	<p>国友啓行氏は、金融機関で支店長、経営管理部部長等を歴任し、企業のガバナンス及びコンプライアンスに精通しております。当社の海外子会社での役員経験もあり、業務執行経験が豊富であるとともに、ガバナンス面での知見も発揮しております。グループ経営を遂行していく中で必要となる意思決定に重要な役割を果たしているものと判断し、取締役候補者として選任しております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	うえ はら くに お 上原邦生 (1960年5月8日生) 再任	1983年4月 ローム(株)入社 1993年4月 ROHM USA Inc.出向 Assistant Controller 1997年4月 ローム(株)経理部資金課課長 2001年9月 同社経理部原価分析課課長 兼シンガポール支店長兼韓国支店長 2002年4月 同社経理部副部長 2009年3月 同社経理部部長 2017年4月 同社経理本部統括部長 2018年6月 同社取締役財務担当経理本部長 2019年9月 同社取締役上席執行役員財務担当 兼経理本部長 2021年6月 同社チーフアドバイザー 2022年3月 当社入社 当社執行役員管理部部長 2023年3月 当社取締役執行役員管理部部長 2023年4月 当社取締役執行役員経理部部長(現任)	一株
	選任理由	上原邦生氏は、ローム(株)の管理部門で要職を歴任後、2018年には同社取締役に就任し、経理、財務、会計、広報IR、業務執行に関する深い知見を有しております。当社入社後は経理部門のガバナンス強化・業務効率化等に貢献しており、その豊富な知識と経験を経営に活かすことができると判断し、取締役候補者として選任しております。	
6	くり やま ゆたか 栗山裕功 (1950年5月6日生) 再任 社外 独立	1973年4月 コニシ(株)入社 2007年4月 科昵西貿易(上海)有限公司総経理 2010年4月 コニシ(株)取締役執行役員化成事業本部副本部長 2011年4月 同社取締役執行役員化成事業本部本部長 2012年4月 丸安産業(株)代表取締役社長 2018年5月 同社顧問(非常勤) 2018年12月 当社取締役(現任)	一株
	選任理由	栗山裕功氏は、コニシ(株)取締役執行役員並びに丸安産業(株)の代表取締役社長を経験するなど、会社経営の豊かな経験と幅広い見識を有しており、これらの豊富な経験と見識から、当社経営に対する的確な助言をしております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、当社のガバナンスの維持・強化に貢献しております。今後も、客観的・中立的な立場から助言や提言等を期待できると判断し、取締役候補者として選任しております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
7	<p>にし むら たけし 西村 猛 (1951年7月7日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1974年11月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1978年 9月 公認会計士登録 2001年 7月 (株)トーマツベンチャーサポート大阪 (現 デロイトトーマツベンチャーサポート(株))設立 同社代表取締役 2017年 1月 西村公認会計士事務所開設 同事務所代表(現任) 2017年 7月 税理士登録 2017年12月 (株)オーケーエム監査役 2018年12月 (株)レオクラン社外監査役(現任) 2019年 6月 (株)オーケーエム社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年 7月 監査法人京立志設立 同所包括代表社員(現任) 2021年 3月 当社取締役(現任)</p>	<p>—株</p>
	<p>選任理由</p>	<p>西村猛氏は、公認会計士及び税理士として、財務・会計及び税務に精通し、またベンチャー企業を支援する会社の代表取締役社長として、経営に関する高い知識を有しております。引き続き当該知見を活かし、特に財務・会計について専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督や助言等をいただくことを期待できると判断し、取締役候補者として選任しております。</p>	
8	<p>さわ き しょう こ 澤木 聖子 (1965年6月12日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1996年 7月 名古屋大学講師(非常勤研究機関研究員) 1997年 4月 日本学術振興会特別研究員PD 1997年12月 滋賀大学経済学部講師 1999年 4月 滋賀大学経済学部助教授 2000年 4月 滋賀大学経済学部助教授 兼滋賀大学大学院経済学研究科助教授 2007年 4月 滋賀大学経済学部教授(現任) 兼滋賀大学大学院経済学研究科教授(現任) 2023年 3月 当社取締役(現任)</p>	<p>—株</p>
	<p>選任理由</p>	<p>澤木聖子氏は、人的資源管理や異文化間マネジメント等の経営学の教育、研究に従事されております。その豊富な知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断し、取締役候補者として選任しております。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石井太氏は、当社の親会社等に該当します。同氏は同氏の子会社等であるアイエフマネジメント(株)において代表取締役社長、KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD.においてManaging Directorの地位にあります。また、過去10年間に於いては、KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Managing Director、蘇州湖北光電子有限公司董事長、東莞湖北電子有限公司董事長、KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Directorを兼務しておりました。
3. 取締役栗山裕功氏及び西村猛氏、澤木聖子氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の栗山裕功氏、西村猛氏及び澤木聖子氏は現在も社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって栗山裕功氏が5年3ヶ月、西村猛氏が3年、澤木聖子氏が1年となります。
5. 取締役栗山裕功氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、企業経営者として豊富な知識と経験を有しており、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献できると判断したものであります。
6. 取締役西村猛氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、企業会計及び税務に関する相当程度の知見を活かし有益な発言が期待できると判断したものであります。
7. 取締役澤木聖子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人的資源管理や異文化間マネジメント等の経営学の教育、研究に従事し、豊富な知識と経験を有しており、取締役会強化に貢献できると判断したものであります。
8. 非業務執行取締役との責任限定契約の内容
当社は、定款の定めのとおり取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
9. 当社は、栗山裕功氏、西村猛氏及び澤木聖子氏との間で上記責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定です。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の再任が承認された場合は、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
11. 当社は、栗山裕功氏、西村猛氏及び澤木聖子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

(ご参考) スキルマトリックス

第2号議案承認後の当社取締役及び監査役の専門性・経験の一覧

氏名	地位	専門性・経験						
		企業経営	製造・技術・ 研究開発・品質	営業・ マーケティング	グローバル経験	法務・ リスクマネジメント	財務・会計	サステナビリティ・ 人事・労務・人財
石井 太	代表取締役社長	○		○	○	○		○
北川 一清	専務取締役 執行役員		○	○	○			
加藤 隆司	常務取締役 執行役員		○	○	○			
国友 啓行	取締役 執行役員					○	○	○
上原 邦生	取締役 執行役員	○			○		○	
栗山 裕功	取締役 (非常勤)	○		○	○			○
西村 猛	取締役 (非常勤)	○				○	○	
澤木 聖子	取締役 (非常勤)				○	○		○
松宮 克弥	監査役 (常勤)	○				○	○	
中村 正哉	監査役 (非常勤)					○	○	○
矢野 久司	監査役 (非常勤)		○	○	○			

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かわ かみ やす ひろ 川 上 泰 裕 (1985年3月11日生)	2007年12月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2013年1月 税理士法人トーマツ (現 デロイトトーマツ税理士法人) 出向 2016年12月 同所退所 2017年1月 川上公認会計士事務所 開設 同事務所所長 (現任) 2018年1月 当社顧問 (現任)	一株
選任理由	川上泰裕氏は、主に公認会計士として豊富な知識と経験を有しており、当社の監査体制の強化に貢献できると判断いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川上泰裕氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 監査役との責任限定契約の内容
当社は、定款の定めのとおり監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
4. 川上泰裕氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。川上泰裕氏が監査役に就任した場合は、役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
6. 川上泰裕氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年3月30日開催の第58回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は6名であります。第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします（当社は、2024年2月8日開催の取締役会において、2024年4月1日付で普通株式1株を3株に分割すること、及び発行可能株式総数を108,000,000株にすることを決議いたしました。2024年4月1日付で当該株式総数を60,000株に調整いたします。）。

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえた上で、最終決定権限を有する取締役会において決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(1) 基本報酬

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、その決定プロセスの客観性、透明性を担保した手続きを経るため、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会にて決定することとしております。

取締役の報酬限度額は、2017年3月30日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)(決議時の員数は3名)と決議されております。

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績に応じて変動する賞与から構成されており、賞与は営業利益等をふまえ、各人の職務内容・功績等を勘案の上、支給するものとしております。

(2) 株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）の報酬には譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、譲渡制限付株式報酬制度の導入は2024年3月28日開催の第65回定時株主総会において決議されております（当該株主総会最終時の対象取締役の員数は5名であります。）。

以 上

株主総会会場 ご案内略図



開催場所

北ビワコホテルグラツィエ
2階「アリーナ」
滋賀県長浜市港町4-17

交通

JR長浜駅 徒歩9分

[送迎バスもご用意しております。]

送迎バス乗降場所 … JR長浜駅 西口(琵琶湖口)

長浜駅改札(2階)を出て西口へ、エスカレーターまたはエレベーターで1階に下りてすぐのところにホテル送迎バス乗り場看板があります。
マイクロバスが来ますので、乗り場の前でお待ちください。
株主総会当日は下記の時間で運行します。

送迎バス運行時間 … 午前9時5分発/午前9時20分発/
午前9時35分発/午前9時50分発



湖北工業株式会社

〒529-0241 滋賀県長浜市高月町高月1623番地



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。